

資料10

令和8年6月4日

議員の派遣について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び御殿場市議会会議規則（平成3年御殿場市議会規則第3号）第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

派遣の目的 令和8年度 静岡県市町議会議員研修会に出席するため

派遣の場所 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」
所在地：静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号

派遣の期間 令和8年7月27日（月）の1日間

派遣する議員 全市議会議員